

事業再評価調書 (注)

事業名	河堀口舍利寺線	
担当	建設局 道路部 街路課 (連絡先: 06-6615-6753)	
1 再評価理由	国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間に経過後の年度で継続中のもの (国庫補助事業であったが平成17年度より交付金化)	
2 事業概要	①所在地	生野区生野東1丁目～舍利寺3丁目
	②事業目的	本路線は、市東南部の生野区において、東西を連絡する補助幹線道路である。 当該区間は、南北を縦断している豊里矢田線と森小路大和川線を結ぶものであり、建物の老朽化や建て詰まり、狭隘道路、公園・オープンスペースの不足など、防災面や住環境面で多くの問題を抱えている生野区南部地区において、面的な老朽住宅密集市街地整備と一体となって整備を行うものである。 本路線の整備を行うことにより、戦前に市街化された当地区の防災性の向上が図られ、地区内交通が周辺の幹線道路へのアクセスが容易となり利便性の向上が図れる。また、併せて電線類を地中化し、無電柱化することにより、安全で快適な道路空間の整備を図る。さらに、「大阪市防災まちづくり計画」において、生野区南部地区は老朽化した木造共同・長屋建住宅や狭あい道路が多く存在している密集住宅市街地として防災性向上重点地区に指定され、また、消防活動が困難な地域を解消する道路として、第4次地震防災緊急事業5箇年計画 (H23～H27)にも位置付けられていることから、防災上も重要である。
	③事業内容	・道路整備 (拡幅) 延長 L=880m 幅員 W= 15m(両側2車線 歩道有) (現道幅員 W=6.5m)
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本路線を含む生野区南部地区一帯は、老朽化した木造住宅が密集し、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな被害を受ける恐れがあることから、面的整備が進められている。その中で、住民からの嘆願書が提出されるなど、地区中央部を東西に貫通する道路として早期整備を求められている。 「大阪市防災まちづくり計画」において「防災性向上重点地区」に位置付けられている。 消防活動困難地域を解消する道路として、第4次地震防災緊急事業5箇年計画 (H23～H27)に位置付けられている。 建設局運営方針において、街路事業については、事業中路線の選択と集中を行い、一定期間内に事業効果の発現が見込める路線を重点整備路線として、平成24年度までに完成・概成させるとしている。また、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するため防災環境軸の核となる路線を完了期間宣言防災路線として重点的に整備するとしている。 本事業は、重点整備路線には位置付けられていないものの、生野区南部地区の面的整備と一体となって整備を進める必要がある。
	②定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ・交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故減少便益 [受益者] ・市民 ・道路利用者 ・地域経済 ・地域社会
	③費用便益分析	[算出方法] ・費用便益分析マニュアル (平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局) に示された手法に準じて実施 [分析結果] ・費用便益比 $B/C=3.28$ (総便益B: 169.1億円、総費用C: 51.5億円)
	④定性的効果の具体的な内容	[効果項目] ・機能的な道路ネットワークの充実 ・交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善 ・災害時における避難路及び災害遮断帯などの防災空間の確保 ・安全で快適な歩行者空間の確保 ・沿道土地利用の高度化 ・供給処理施設 (水道、ガス、電気等) の収用空間の確保 [受益者] ・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済
	⑤事業の必要性	本路線を含む生野区南部地区一帯は、老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな影響を受ける恐れがあることから面的整備が進められている。その中で地区中央部を東西に貫通する道路として、早期整備を求める嘆願書が住民から提出されるなど、事業の必要性は高まっている。 また、防災性向上重点地区に位置付けられていることから、防災上も重要である。

(注) 再々評価の場合の様式

	事業開始時点 (平成10年3月)	再評価時点 (平成18年3月)	再々評価時点 (平成23年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業採択年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成 15年度	事業採択年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成 27年度	事業採択年度 平成 9年度 着工年度 平成 9年度 完了予定年度 平成 31年度
	②事業規模	用地取得： 6,700m2 道路整備： 13,200m2	用地取得： 6,700m2 道路整備： 13,200m2	用地取得： 6,700m2 道路整備： 13,200m2
	うち完了分	—	用地取得： 4,782m2 道路整備： 2,100m2	用地取得： 4,952m2 道路整備： 2,100m2
	進捗率	—	用地取得率 71% 工事進捗率 16% (先行取得会計を含む面積ベース)	用地取得率 74% 工事進捗率 16% (先行取得会計を含む面積ベース)
	③総事業費	40億円	55億円	55億円
	うち既投資額	—	32億円	41億円
	進捗率	—	58%	75%
	④事業内容の変更状況とその要因	—		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しており、事業が長期化している。		
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	特になし		
⑦今後の事業進捗の見通し	事業実施の必要性は高い状況ではあるが、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、面的整備としての生野区南部地区整備事業の完了年度である平成31年度の事業完了を目指す。			
5 事業の優先度の視点	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得率が高く、整備効果が早期に発現できる路線を「重点整備路線」、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる路線を「完了期間宣言防災路線」として位置付け、完了時期を宣言し、重点的に財源を投入する。重点整備路線以外のその他の路線のうち、進捗率が高い、あるいは事業遅延による影響が大きい路線については、予算の範囲内で継続的に事業実施を行うものとし、それ以外の路線については、限定的な事業実施にとどめる。 ・本事業は、重点整備路線には位置付けられていないものの、生野区南部地区の面的整備と一体となって整備を進める必要がある。 <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民からの早期整備要望に答えることができない。また、防災性向上重点地区に位置付けられているが、防災機能の発揮が遅れる。 ・歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れる ・都市計画法第65条により、長期にわたって制限をかけられることとなる。 			
6 特記事項	平成18年の事業再評価における対応方針は「事業継続（C）」であるが、面的整備と併せて事業を行う必要があり、地元から早期道路整備を求める嘆願書が提出されるなど、予算の範囲内で着実に事業を実施している。			
7 対応方針 (原案)	<p>「事業継続（評価B）」</p> <p>住環境面、防災面等で多くの問題を抱える生野区南部地区を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保の必要性は依然として高く、住民の問題意識も高まっていることから、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、平成31年度の事業完了を目指す。</p> <p>以上により「事業継続（B）」とする。</p>			